

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和７年１０月２４日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- １ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフガーデン利府（北エリア）
利府町利府字堀切前３５－１ 外
- ２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
みやぎ生活協同組合 代表理事 尾川 輝敏
宮城県仙台市泉区八乙女四丁目２番地の２
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野 敬一
東京都港区芝浦一丁目２番３号
- ３ 変更しようとする事項
(１) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
イ 荷さばき施設の位置及び面積

【変更前】

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設 １	添付図 ３ のとおり	６２．２７㎡
荷さばき施設 ２	添付図 ３ のとおり	４５．００㎡
		１０７．２７㎡

【変更後】

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設 １	添付図 ４ のとおり	６２．２７㎡
荷さばき施設 ２	添付図 ４ のとおり	４５．００㎡
荷さばき施設 ３	添付図 ４ のとおり	３０．００㎡
合計		１３７．２７㎡

ロ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

【変更前】

施設名	位置	施設面積
廃棄物保管施設 1	添付図 3 のとおり	32.20 m ³
廃棄物保管施設 2	添付図 3 のとおり	7.80 m ³
合計		40.00 m ³

【変更後】

施設名	位置	施設面積
廃棄物保管施設 1	添付図 4 のとおり	32.20 m ³
廃棄物保管施設 2	添付図 4 のとおり	7.80 m ³
廃棄物保管施設 3	添付図 4 のとおり	2.30 m ³
合計		42.30 m ³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業者（店舗No）	開店時刻	閉店時刻
A 棟	午前 9 時	午後 11 時
B 棟	午前 10 時	午後 8 時

【変更後】

小売業者（店舗No）	開店時刻	閉店時刻
A 棟	午前 9 時	午後 11 時
B 棟	午前 10 時	午後 8 時
E 棟	午前 7 時	午後 8 時

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】 午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

【変更後】 午前 6 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

ハ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【変更前】

施設名	開店時刻	閉店時刻
荷さばき施設 1	午前 6 時	午後 10 時
荷さばき施設 2	午前 6 時	午後 10 時

【変更後】

施設名	開店時刻	閉店時刻
荷さばき施設 1	午前 6 時	午後 10 時
荷さばき施設 2	午前 6 時	午後 10 時
荷さばき施設 3	午前 7 時	午後 3 時

- 4 変更する年月日
平成19年11月23日
- 5 届出年月日
令和7年10月10日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、利府町役場
- 7 縦覧期間
令和7年10月24日から令和8年2月24日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。